

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
26023	現場管理	元方安全衛生管理者	特定元方事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に労働災害を防止するために講じる措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。	労働安全衛生法15条の2 特定元方事業者(統括安全衛生責任者を選任した事業者)は、元方安全衛生管理者を選任し、その者に特定元方事業者等の講ずべき措置のうち、技術的事項を管理させなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「21024」の類似問題です。)	○
18033	現場管理	安全衛生責任者	下請業者は、請け負った範囲の仕事を安全に実施するために、統括安全衛生責任者との調整、その調整事項に係る指示についての関係作業員への連絡等を行う安全衛生責任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法 第16条1項(安全衛生責任者)、労働安全衛生規則 第19条(安全衛生委員会) 安全衛生責任者は、下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う。よって正しい。(この問題は、コード「15025」の類似問題です。)	○
27022	現場管理	安全衛生責任者	安全衛生責任者は、統括安全衛生責任者との連絡を行うとともに、統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡等を行わなければならない。	労働安全衛生法 第16条1項(安全衛生責任者)、労働安全衛生規則 第19条(安全衛生委員会) 安全衛生責任者は、下請負業者が労働者の中から選任し、統括安全衛生責任者と請負人の労働者等の行う作業の連絡調整を行う。よって正しい。	○
24023	現場管理	安全衛生責任者	関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任し、下請業者は安全衛生責任者を選任しなければならない。	労働安全衛生法 第16条(安全衛生責任者)、および労働安全衛生規則 第19条 関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生責任者(現場所長)及び元方安全衛生管理者(元方で工事専属者)を選任し、下請業者は安全衛生責任者(下請現場責任者)を選任しなければならない。 なお、労働者の数が常時100人以上となる工事現場においては、請負者は統括安全衛生管理者を選任しなければならない。よって正しい。	○
22014	現場管理	施工体制台帳の設置	発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額にかかわらず、工事の適正な施工を確保するため、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の7 1項、建設業法施行令第7条の4 特定建設業者は、発注者から直接建設工事(公共工事を除く)を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が、4,000万円(ただし、建築一式工事である場合においては、6,000万円)以上になるときは国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。金額の総額にかかわらず施工体制台帳を作成し、備え置かなければならないのではないので誤り。(この問題は、コード「16012、21022」の類似問題です。)	×
29033	現場管理	施工体制台帳の設置	地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、特定建設業又は一般建設業の許可にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。	建設業法 第24条の7 1項、建設業法施行令第7条の4 国または地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置く。また、その写しを発注者に提出しなければならない。よって正しい。	○

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
19013	現場管理	請負契約	建設業法において、 <b>公共性のある工作物</b> に関する重要な工事で <b>請負代金の額が所定の金額以上のもの</b> については、 <b>元請負人に限り、専任の主任技術者</b> を工事現場ごとに置かなければならないとされている。	建設業法 第26条第1項, 第2項, 第3項 <b>公共性のある工作物</b> に関する重要な工事で <b>請負代金の額が所定の金額以上</b> (工事1件の請負代金の額が <b>3,500万円以上</b> )のものについては、 <b>元請負人・下請けともに、専任の主任技術者</b> を工事現場ごとに置かなければならないとされている。よって誤り。 なお、4,000万円以上の工事を下請けに出した場合は、工事を請けた下請けは専任の主任技術者を置き、元請けは専任の監理技術者を置かなければならないことに注意する。	×
29034	現場管理	請負契約	元請として <b>診療所併用住宅の建築一式工事</b> を施工する <b>特定建設業者</b> は、 <b>診療所部分</b> に相当する請負金額が <b>7,000万円以上</b> の場合、原則として、当該工事には <b>専任の監理技術者</b> を置かなくてよい。	建設業法 第26条第2項, 第3項 <b>公共性のある施設</b> もしくは <b>工作物</b> または <b>多数の者が利用する施設</b> もしくは <b>工作物</b> に関する重要な工事で、工事1件の請負代金の額が <b>3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)</b> 以上のものには、工事現場ごとに、 <b>専任の主任技術者</b> または <b>監理技術者</b> を置かねばならない。設問の診療所併用住宅は、 <b>非居住部分(併用部分)の請負代金の総額が7,000万円以上</b> であるので、 <b>専任の監理技術者</b> を置かなければならないので誤り。	×
30022	現場管理	請負契約	発注者から <b>直接建築一式工事</b> を請け負った <b>特定建設業者</b> は、当該工事を施工するために締結した <b>下請契約</b> の請負代金の額が <b>6,000万円以上</b> になる場合には、 <b>監理技術者</b> を置かなければならない。	建設業法 第26条第2項, 第3項 発注者から <b>直接建設工事を請け負った特定建設業者(=元請け)</b> は、 <b>4,000万以上(建築一式工事の場合は6,000万以上)</b> の工事を <b>下請けに出す場合は、主任技術者ではなく監理技術者</b> を置かなければならない。また、 <b>公共性のある工作物</b> 又は <b>多数の者が利用する工作物</b> で、かつ、請負金額が <b>3,500万以上(建築一式工事の場合は7,000万以上)</b> の場合は、主任技術者や監理技術者は、兼任ではダメで <b>専任</b> でなければならない。よって正しい。	○
22021	現場管理	請負契約	工場の改修工事において、 <b>防水工事を4,000万円以下</b> で請け付ける建設業者は、その防水工事の現場稼働期間に <b>専任の主任技術者</b> を置く必要がある。	建設業法 第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、 <b>主任技術者</b> (所定の条件に該当する者で、その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置かなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「21023」の類似問題です。)	○
28022	施工計画	根切り工事	建築物の土工事において、掘削面の高さが <b>2mの地山の掘削</b> であったので、 <b>作業主任者</b> を選任した。	労働安全衛生法 掘削面の高さが <b>2m以上となる地山の掘削</b> の作業には、 <b>作業主任者</b> の選任が必要である。よって正しい。	○
01024	現場管理	作業主任者	高さが <b>5 mの枠組足場の解体作業</b> において、「 <b>足場の組立て等作業主任者</b> 」を選任した。	労働安全衛生法 (作業主任者)第14条, 労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業)第6条1項十五号 <b>つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業</b> には <b>足場の組立て等作業主任者</b> を選任しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「17032, 21053」の類似問題です。)	○

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
15022	現場管理	作業主任者	石綿障害予防規則において、事業者は、既存建築物の吹付けアスベストの除去の作業については、解体等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならないとされている。	石綿障害予防規則 第19条(石綿作業主任者の選任) アスベスト(石綿)を取り扱う作業を行う場合は、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、 <b>石綿作業主任者</b> を選任し、作業の指揮を行わせる。よって誤り。	×
01021	現場管理	作業主任者	高さが5mの鉄筋コンクリート造の既存建築物の解体作業においては、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任した。	労働安全衛生法 第14条、労働安全衛生法施行令 第6条1項十五の五号 高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体等又は破壊の作業についてはコンクリート造の工作物の <b>解体等作業主任者</b> を選任しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「23022, 27021」の類似問題です。)	○
13033	現場管理	作業主任者	労働安全衛生法施行令において、事業者は <b>型枠支保工の組立て又は解体</b> の作業に当たっては、その工事の <b>作業主任者</b> を選任しなければならないとされている。	労働安全衛生法施行令 第6条1項十四号(作業主任者を選任すべき作業) <b>型枠支保工の組立て又は解体</b> の作業は <b>作業主任者</b> を選任しなければならない。よって正しい。	○
14042	現場管理	作業主任者	事業者は、 <b>潜函工法</b> により <b>大気圧を超える</b> 気圧下における <b>室内作業</b> に当たって、 <b>高圧室内作業主任者免許</b> を受けた者のうちから <b>作業主任者</b> を選任した。	労働安全衛生法 第14条(作業主任者)、労働安全衛生法施行令 第6条1項一号(作業主任者を選任すべき作業)高気圧作業、安全衛生規則 第16条1項、および同別表第一 <b>潜函工法</b> その他の圧気工法により、 <b>大気圧を超える気圧下の作業</b> 室で作業を行う場合は、作業室ごとに、 <b>高圧室内作業主任者免許</b> を受けた者のうちから、 <b>高圧室内作業主任者</b> を選任しなければならない。よって正しい。	○
01023	現場管理	作業主任者	山留めの高さが5mである <b>山留め支保工</b> の切ばりの取付けにおいて、「地山の掘削作業主任者」を選任した。	労働安全衛生法施行令 <b>山留め支保工</b> の切ばりまたは腹起しの取付け、または取外しの作業には、 <b>土止め支保工作業主任者</b> の選任が必要である。地山の掘削作業主任者ではなく、 <b>土止め支保工作業主任者</b> である。よって誤り。(この問題は、コード「18031, 27024」の類似問題です。)	×
01022	現場管理	作業主任者	既存建築物の解体工事において、 <b>石綿を重量で0.1%を超えて含有する建材</b> を除去するに当たり、「 <b>石綿作業主任者</b> 」を選任した。	労働安全衛生法第14条、労働安全衛生法施行令第6条23項 <b>石綿</b> をその <b>重量の0.1%を超えて含有する建材の除去</b> に当たっては、 <b>石綿作業主任者</b> を選任しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「20052, 28023」の類似問題です。)	○
17033	現場管理	鉄骨の組立て等作業主任者	鉄骨工事において、建築物等の <b>鉄骨の組立て等作業主任者</b> に、作業の方法及び労働者の配置を決定させるとともに作業を直接指揮させた。	労働安全衛生規則(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)第517条の5 建築物等の鉄骨の組立て等 <b>作業主任者</b> の職務として、 <b>1.作業の方法及び労働者の配置を決定させるとともに作業を直接指揮</b> させる。 よって正しい。	○

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
21052	現場管理	ワイヤロープの安全係数	クレーンの玉掛け作業に用いるワイヤロープについては、安全係数(ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値)が5のものを使用した。	クレーン等安全規則第231条 <b>玉掛けワイヤロープの安全係数は6以上</b> でなければ使用してはならない。この安全係数は、 <b>ワイヤロープの切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で割った値</b> とする。よって誤り。	×
29054	仮設工事	安全係数	吊り足場(ゴンドラの吊り足場を除く。)における作業床の最大積載荷重を定めるに当たり、 <b>吊りワイヤロープの安全係数を5</b> とした。	労働安全衛生規則 第562条・2 (最大積載荷重) 作業床の最大積載荷重は、 <b>吊り足場</b> にあつては、 <b>つりワイヤロープの安全係数が10以上</b> となるように、定めなければならない。よって誤り。(この問題は、コード「14063」の類似問題です。)	×
26052	仮設工事	安全係数	吊り足場(ゴンドラの吊り足場を除く。)において、作業床の最大積載荷重を定めるに当たり、 <b>吊り鎖及び吊りフックの安全係数を5以上</b> とした。	労働安全衛生規則 第562条・2 (最大積載荷重) 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これをこえて積載してはならない。 <b>吊り足場</b> にあつては <b>つりチェーン及びつりフックの安全係数は5以上</b> とする。よって正しい。(この問題は、コード「18062」の類似問題です。)	○
20053	仮設工事	安全係数	労働安全衛生規則に基づき、杭打ち機の巻上げ用ワイヤロープの安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる平均荷重の値で除した値としなければならない。	労働安全衛生規則 杭打ち機の巻上げ用 <b>ワイヤロープの安全係数は</b> 、ワイヤロープの <b>切断荷重の値を当該ワイヤロープにかかる最大荷重の値で除した値</b> のことである。よって誤り。	×
22044	申請・届出	事業開始報告	特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われる建築工事の着手に当たって、当該作業の開始後、速やかに <b>労働基準監督署長あてに、特定元方事業者の事業開始報告</b> を行った。	労働安全衛生規則 特定元方事業者は、 <b>特定元方事業者の事業開始報告を工事開始後、遅延なく労働基準監督署長に提出</b> しなければならない。よって正しい。	○
02043	申請・届出	建設工事計画届	高さ <b>35 m</b> の建築物の <b>新築工事</b> において、当該 <b>工事の開始の日の14日前まで</b> に、事業者が <b>労働基準監督署長あてに「建設工事計画届」</b> を提出した。	労働安全衛生規則 第88条 (計画の届出等) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、「 <b>建設工事計画届</b> 」を当該仕事の <b>開始の日の14日前まで</b> に、 <b>労働基準監督署長に届出</b> しなければならない。高さが31mを超える建築物の建設、改造、解体または破壊の仕事は労働安全衛生規則第90条1により届け出が必要な仕事とされている。よって正しい。(この問題は、コード「28042」の類似問題です。)	○

「現場管理、届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
28042	申請・届出	建設工事計画届	高さ40mの鉄筋コンクリート造の建築物の解体工事を行うに当たって、「建設工事計画届」を特定行政庁あてに提出した。	労働安全衛生規則 第88条(計画の届出等) 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、「建設工事計画届」を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。高さが31mを超える建築物の建設、改造、解体または破壊の仕事は労働安全衛生規則第90条1により届け出が必要ない仕事とされている。特定行政庁ではなく労働基準監督署長へ提出するので誤り。	×
18045	申請・届出	寄宿舍設置	所定の建設工事に従事する者のための附属寄宿舍を設置するに当たって、「寄宿舍設置届」を市町村長に提出した。	労働基準法 第95条(寄宿舍生活の秩序)、建設業附属寄宿舍規程 第1条(適用の範囲)・第2条(寄宿舍規則の届出) 建設業に附属する寄宿舍設置については建設業附属寄宿舍規程により、行政官庁(この場合は労働基準監督署長)に届け出るとされている。市町村長に届け出るのは誤り。	×
01042	申請・届出	共同企業体代表者届	労働安全衛生法に基づく「共同企業体代表者届」を、「事業者」が「工事開始の日の14日前まで」に「都道府県労働局長」あてに届け出た。	労働安全衛生法 第5条、労働安全衛生規則 第1条 2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事をも共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、工事開始の14日前までに、当該仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「13045、15035、17022、21041」の類似問題です。)	○
25044	申請・届出	建設物設置届	支柱の高さが4mの型枠支保工を設置するための「建設物設置届」を、労働基準監督署長あてに提出した。	労働安全衛生法 第88条、労働安全衛生規則 第86条および別表7 型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る。)及び架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの)を設置するため 法第88条第1項の規定による届出をしようとするときは、その計画を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「15031」の類似問題です。)	○
22043	申請・届出	建設物設置届	高さ12mの枠組足場を設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」を添えた届を、労働基準監督署長あてに提出した。	労働安全衛生法 第88条(計画の届出等)、労働安全衛生規則 第86条および別表7 つり足場、張出し足場以外の足場で、高さが10m以上のものを設置しようとするときは、その計画(「構造、材質及び主要寸法等を記載した書面」及び「組立図及び配置図」など)を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「14041、18064」の類似問題です。)	○
22042	申請・届出	エレベーター設置届	積載荷重1.5tの工事用エレベーターを設置するに当たって、工事の開始の日の30日前までに、エレベーター明細書、エレベーターの組立図及び強度計算書を添えたエレベーター設置届を、建築主事あてに提出した。	クレーン等安全規則 第140条(設置届) 積載荷重1t以上のエレベーターの設置に当たっては、エレベーター設置届に「エレベーター明細書」、「エレベーターの組立図、強度計算書」を添えて工事開始日の30日前までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって誤り。	×

「現場管理、届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
14045	申請・届出	クレーンの設置届	事業者は、クレーンの設置に当たって、 <b>クレーン設置届</b> にクレーンの明細書、組立図、強度計算書及び書面を添えて、 <b>警察署長</b> に提出した。	クレーン等安全規則 第5条（設置届） クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、 <b>クレーン設置届</b> にクレーン明細書、クレーンの組立図、定められた構造部分の強度計算書及び定められた事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する <b>労働基準監督署長</b> に提出しなければならない。よって誤り。	×
30041	申請・届出	クレーンの設置届	労働安全衛生法に基づく「 <b>クレーン設置届</b> 」を、事業者が、工事の開始の日の <b>10日前</b> までに、 <b>労働基準監督署長</b> に提出した。	クレーン等安全規則 第5条（設置届） クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、 <b>クレーン設置届</b> にクレーン明細書、クレーンの組立図、定められた構造部分の強度計算書及び定められた事項を記載した書面を添えて、工事開始の日の <b>30日前</b> までに、その事業場の所在地を管轄する <b>労働基準監督署長</b> に提出しなければならない。よって誤り。  →期間(いつまでに)については、覚えきれなければ覚えなくても良いです。 <b>多くの過去問題は「提出先(どこに)」</b> を覚えておけば対応できます。 この問題については割り切ってください。	×
02041	申請・届出	安全上の措置に関する計画	10階建ての病院(5階以上の階における病院部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの)において、避難施設に関する工事中に当該病院を使用する計画であったので、その工事に先立ち、 <b>建築主</b> が <b>特定行政庁</b> あてに「 <b>安全上の措置等に関する計画届</b> 」を提出した。	建築基準法 第90条の3 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事中において、建築物の使用に関し、 <b>建築主</b> はあらかじめ、工事の工事中における <b>建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画</b> を作成して <b>特定行政庁</b> に届け出なければならない。 (よって正しい。(この問題は、コード「26043」の類似問題です。))	○
17024	申請・届出	安全上の措置に関する計画	建築基準法に基づく <b>安全上の措置等</b> に関する計画届は、 <b>工事施工者</b> が、 <b>特定行政庁</b> に提出する。	建築基準法 第90条の3 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事中において、建築物の使用に関し、 <b>建築主</b> はあらかじめ、工事の工事中における <b>建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画</b> を作成して <b>特定行政庁</b> に届け出なければならない。 届け出るのは工事施工者ではなく <b>建築主</b> であるので誤り。  →提出者(誰が)については、覚えきれなければ覚えなくても良いです。 <b>多くの過去問題は「提出先(どこに)」</b> を覚えておけば対応できます。 この問題については割り切ってください。	×
29043	申請・届出	安全上の措置に関する計画	「 <b>建築基準法</b> 」に基づく工事中における「 <b>安全上の措置等に関する計画届</b> 」は、 <b>建築主</b> が、 <b>都道府県知事</b> に提出する。	建築基準法 第90条の3（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出） 建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事中において、建築物の使用に関し、 <b>建築主</b> はあらかじめ、工事の工事中における <b>建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画</b> を作成して <b>特定行政庁</b> に届け出なければならない。 提出先は都道府県知事ではなく <b>特定行政庁</b> であるので誤り。	×

「現場管理、届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
27043	申請・届出	中間検査	建築基準法に基づく中間検査を受ける必要のある建築物について、指定された特定工程に係る工事を終えたので、当該工事を終えた日から4日以内に到達するように「中間検査申請書」を、 <b>建築主事</b> あてに提出した。	建築基準法第7条の3 <b>建築主</b> は、中間検査を受ける必要のある建築物について、「 <b>中間検査申請書</b> 」を、指定された特定工程に係る工事を終えた後、基本的には <b>4日以内に、建築主事等</b> に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「19043、25042」の類似問題です。)	○
01043	申請・届出	建築工事届	建築基準法に基づく「 <b>建築工事届</b> 」を、「 <b>建築主</b> 」が、「 <b>確認申請時</b> 又は計画通知時」に、「 <b>都道府県知事</b> 」あてに届け出た。	建築基準法 第15条(届出及び統計) <b>建築主</b> が建築物を建築しようとする場合は「 <b>建築工事届</b> 」を建築主事を経由して、その旨を <b>都道府県知事</b> に届け出る。よって正しい。(この問題は、コード「14021、17021、20021、24044」の類似問題です。)	○
02044	申請・届出	建築物除却届	既存建築物を除却し、引き続き同じ敷地に床面積の合計が200㎡の建築物を新築する工事に先立ち、当該既存建築物の床面積の合計が100㎡であったので、当該工事の <b>施工者</b> が <b>特定行政庁</b> あてに「 <b>建築物除却届</b> 」を提出した。	建築基準法 第15条 建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合は、 <b>建築主事</b> を経由して、その旨を <b>都道府県知事</b> に届け出る。ただし、当該建築物の床面積の合計が <b>10㎡以内である場合においては、この限りではない</b> 。届出先は特定行政庁ではなく都道府県知事であるので誤り。(この問題は、コード「15032、18044、23043」の類似問題です。)	×
26041	申請・届出	宅地造成	宅地造成に関する工事の許可を受ける必要があったので、「 <b>宅地造成に関する工事の許可申請書</b> 」を <b>建築主事</b> あてに提出した。	宅地造成等規制法 第8条 <b>宅地造成に関する工事の許可申請書</b> は、 <b>造成主</b> が、工事に着手する前に、 <b>都道府県知事</b> に提出する。建築主事ではないため誤り。	×
29042	申請・届出	産業廃棄物管理票	「 <b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b> 」に基づく「 <b>産業廃棄物管理票交付等状況報告書</b> 」は、産業廃棄物管理票を交付した <b>排出事業者</b> が、 <b>都道府県知事</b> に提出する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3(産業廃棄物管理票) 産業廃棄物を生ずる <b>事業者</b> は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、受託した者に対し、 <b>産業廃棄物管理票を交付</b> しなければならない。また、 <b>管理票交付者</b> は、当該管理票に関する報告書を作成し、これを <b>都道府県知事</b> に提出しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「15033」の類似問題です。)	○
01041	申請・届出	特定粉じん排出等作業	大気汚染防止法に基づく「 <b>特定粉じん排出等作業実施届出書</b> 」を、「 <b>特定工事の発注者</b> 」が、「 <b>作業開始の14日前まで</b> 」に、 <b>労働基準監督署長</b> あてに提出した。	大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を <b>施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業実施届出書</b> を、作業の開始の <b>14日前までに、都道府県知事</b> に提出しなければならない。労働基準監督署長ではなく都道府県知事に提出するので誤り。(この問題は、コード「19044、23042」の類似問題です。)	×

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
27042	申請・届出	特定粉じん排出等作業	特定建築材料(吹付けアスベストやアスベストを含有する保温材等)が使用されている建築物の解体工事を施工するに当たり、当該作業の開始の14日前までに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」を、都道府県知事あてに提出した。	大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を施工しようとする者は、 <b>特定粉じん排出等作業実施届出書</b> を、作業の開始の14日前までに、 <b>都道府県知事</b> に提出しなければならない。よって正しい。	○
29041	申請・届出	土地の形質の変更	「土壤汚染対策法」に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」は、土地の形質の変更をしようとする者が、都道府県知事に提出する。	土壤汚染対策法 第9条(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令) 指定区域内において土壤の採取その他の <b>土地の形質の変更</b> をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を <b>都道府県知事</b> に届け出なければならない。よって正しい。	○
02042	申請・届出	高層建築物等予定工事届	電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ35mの建築物の新築工事において、当該工事の着手前に、建築主が総務大臣あてに「高層建築物等予定工事届」を提出した。	電波法 第102条の3 <b>電波障害防止区域内</b> において、その最高部の地表からの高さが <b>31m</b> をこえる高層建築物等を建築する場合は、「 <b>高層建築物等工事届</b> 」を <b>総務大臣</b> に届け出なければならない。よって正しい。(この問題は、コード「14024, 17025, 20023, 23044」の類似問題です。)	○
27041	申請・届出	高層建築物等予定工事届	電波法に基づく伝搬障害防止区域内における高さ60mの建築物の新築に先立ち、当該工事の着手前に、「高層建築物等予定工事届」を、労働基準監督署長あてに提出した。	電波法 第102条の3(電波障害防止区域内における高層建築物等に 係る届出) <b>電波障害防止区域内</b> において、その最高部の地表からの高さが <b>31m</b> をこえる <b>高層建築物等を建築</b> する場合は、 <b>総務大臣</b> に届け出なければならない。よって誤り。	×
01044	申請・届出	工事監理報告書	建築士法に基づく「工事監理報告書」を、「建築士」が「工事監理終了後、直ちに」、「建築主」あてに提出した。	建築士法 第20条 建築士は、 <b>工事監理を終了</b> したときは、直ちにその結果を文書で <b>建築主</b> に報告しなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「13044, 16042, 20025, 26044」の類似問題です。)	○
27044	申請・届出	危険物貯蔵	消防本部及び消防署を置く市において、危険物に係る貯蔵所の設置に先立ち、「危険物貯蔵所設置許可申請書」を、当該市長あてに提出した。	消防法 第11条 <b>危険物貯蔵所設置許可申請書</b> は消防本部及び消防署をおく <b>市町村</b> は <b>市町村長</b> に、消防本部等所在 <b>市町村</b> 以外では <b>都道府県知事</b> に届け出る。よって正しい。	○
20024	申請・届出	危険物貯蔵	消防本部及び消防署を置く市町村の区域内において、危険物に係る貯蔵所の設置に先立ち、「危険物貯蔵所設置許可申請書」を、消防署長あてに提出した。	消防法 第11条 <b>危険物貯蔵所設置許可申請書</b> は消防本部及び消防署をおく <b>市町村</b> は <b>長</b> に、消防本部等所在 <b>市町村</b> 以外では <b>都道府県知事</b> に届け出る。消防署長に提出するのは誤り。(この問題は、コード「15034」の類似問題です。)	×

「現場管理, 届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
17023	申請・届出	航空障害灯・昼間障害標識	航空障害灯及び昼間障害標識の設置の届出は、設置者が、地方航空局長に提出する。	航空法 第51条 (航空障害燈), 第51条の2 (昼間障害標識) <b>航空障害灯・昼間障害標識</b> の設置義務のあるものは国土交通大臣または <b>地方航空局長</b> に届出なければならない。 地表又は水面から <b>60m以上</b> の高さの物件の設置者は、運輸省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。 よって正しい。(この問題は、コード「13043」の類似問題です。)	○
28043	申請・届出	道路占用許可申請書	道路に工事用の仮囲いを設置するに当たって、継続して道路の一部を使用する必要があったので、「道路占用許可申請書」を道路管理者あてに提出した。	道路法 第32条 (道路の占用の許可) 道路に工作物、物件又は施設を設け、 <b>継続して道路を使用しようとする</b> 場合においては、 <b>道路管理者</b> の許可を受けなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「14023, 18042」の類似問題です。)	○
25041	申請・届出	特殊車両通行許可書	道路法による通行の制限を受ける車両を通行させるために、「特殊車両通行許可申請書」を、警察署長あてに提出した。	道路法 第47条の2 <b>道路管理者</b> は、車両の構造又は <b>車両</b> に積載する貨物が <b>特殊</b> であるためやむを得ないと認めるときは、禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。警察署長ではなく道路管理者に提出するので誤り。(この問題は、コード「16041, 19042」の類似問題です。)	×
21044	申請・届出	特殊車両通行許可書	道路法による通行の制限を受ける車両を通行させるため、「特殊車両通行許可申請書」を、道路管理者あてに提出した。	道路法 第47条の2 <b>道路管理者</b> は、車両の構造又は <b>車両</b> に積載する貨物が <b>特殊</b> であるためやむを得ないと認めるときは、禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。よって正しい。	○
23041	申請・届出	道路使用許可申請書	資材や機材の搬入に先立ち、トレーラー車を道路上に一時駐車して作業を行う必要があったため、「道路使用許可申請書」を、警察署長あてに提出した。	道路交通法 第77条 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は作業の請負人は、「 <b>道路使用許可申請書</b> 」を提出し、工事等の場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。よって正しい。(この問題は、コード「13042, 16045」の類似問題です。)	○

「現場管理、届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
16044	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法に基づき、指定地域内において特定建設作業を伴う工事を施工するので、「特定建設作業実施届出書」を、都道府県知事あてに届け出た。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において <b>特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者</b> は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <b>市町村長</b> に届け出なければならない。よって誤り。（この問題は、コード「14025、19045、21042」の類似問題です。）	×
30043	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法に基づく「特定建設作業実施届出書」を、 <b>工事施工者</b> が、作業の開始の日の7日前までに、 <b>労働基準監督署長</b> に提出した。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を <b>施工しようとする者</b> は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <b>場所及び実施期間などを記載した特定建設作業実施届出書を市町村長</b> に届け出なければならない。よって誤り。	×
24043	申請・届出	特定建設作業実施届出書	騒音規制法による指定地域内において、特定建設作業を伴う工事の施工に先立ち、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を、 <b>市町村長</b> あてに届け出た。	騒音規制法 第14条（特定建設作業の実施の届出） 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を <b>施工しようとする者</b> は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 <b>場所及び実施期間などを記載した特定建設作業実施届出書を市町村長</b> に届け出なければならない。よって正しい。	○
30044	申請・届出	消防用設備設置届出書	消防法に基づく「消防用設備等設置届出書」を、特定防火対象物の <b>関係者</b> が、工事が完了した日から <b>10日以内</b> に、 <b>消防庁又は消防署長</b> に提出した。	「 <b>消防用設備等設置届出書</b> 」は、特定防火対象物の <b>関係者</b> が、工事が完了した日から <b>4日以内</b> に、 <b>消防庁又は消防署長</b> に提出する。よって誤り。  →期間(いつまでに)については、覚えきれなければ覚えなくても良いです。 <b>多くの過去問題は「提出先(どこに)」</b> を覚えておけば対応できます。 この問題については割り切ってください。	×
26042	申請・届出	消防用設備設置届出書	<b>消防署のある市町村</b> において、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備を設置したので、「 <b>消防用設備等設置届出書</b> 」を <b>消防署長</b> あてに提出した。	消防法 第17条の3の2 技術上の基準に従って設置しなければならない <b>消防用設備等を設置</b> したときは、その旨を <b>消防長又は消防署長</b> に届け出て、検査を受けなければならない。よって正しい。	○
18043	申請・届出	浄化槽設置	<b>保健所を設置していない市町村</b> において、浄化槽を設置するに当たって、建築主事に確認の申請をする必要がない場合、「 <b>浄化槽設置届出書</b> 」を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して <b>特定行政庁</b> に提出した。	浄化槽法 第5条（設置等の届出、勧告及び変更命令） <b>浄化槽を設置しようとする者</b> は、その旨を <b>都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。)</b> 及び当該都道府県知事を経由して <b>特定行政庁</b> に届け出る。ただし、建築基準法による <b>建築主事の確認を申請すべきとき</b> 、又は、建築主事に通知すべきときは、届け出る必要はない。よって正しい。	○

「現場管理、届出」の過去問題(抜粋)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30042	申請・届出	リサイクル届	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の「届出書」を、発注者又は自主施工者が、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に提出した。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第十条 対象建設工事の発注者又は施工者は、工事に着手する日の七日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。よって正しい。	○
25043	申請・届出	エネルギーの使用の合理化	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による、床面積300m <sup>2</sup> の建築物の新築に先立ち、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止」及び「空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」のための措置に関する届出書を、所管行政庁あてに提出した。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法) 建築主は、床面積300m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満の建築物の新築等しようとする時は、工事に着手する前に「建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画」を所管行政庁(建築主事を置く市町村町又は特別区では当該市町村長又は特別区の長、その他の区域では都道府県知事)あてに提出する。よって正しい。(この問題は、コード「19041」の類似問題です。)	○
29044	申請・届出	衛生的環境の確保	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく「特定建築物についての届出」は、特定建築物の所有者等が、都道府県知事に提出する。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法) 特定建築物についての届出は、特定建築物の所有者等が、都道府県知事に提出しなければならない。よって正しい。	○
20082	鉄筋工事	定着・継手	設計図書に特記がない場合、耐力壁(コンクリートの設計基準強度が27N/mm <sup>2</sup> )の脚部におけるSD295Aの鉄筋の重ね継手については、フックなしとし、その重ね継手の長さを30d(dは異形鉄筋の呼び名に用いた数値)とした。	JASS5 コンクリートの設計基準強度が27N/mm <sup>2</sup> 、鉄筋がSD295Aの場合の重ね継手の長さは、L1=35d直線またはL1h=25dフック付きである。よって誤り。(この問題は、コード「15092、17092」の類似問題です。)  →覚える数値は24-27N/mm <sup>2</sup> のSD345の場合の重ね継ぎ手長さ(L1)の40d直線(30dフック付き)とL2定着長さの35d直線(25dフック付き)。 鉄筋がSD295の場合SD345よりも引張力が小さいので、重ね継ぎ手長さL1は40d直線(30dフック付き)よりは短くなる。だけど30d直線は2段階短いので短すぎるかな?と思えるかどうか!	×
30082	鉄筋工事	定着・継手	普通コンクリート(設計基準強度27N/mm <sup>2</sup> )の耐力壁の脚部におけるSD295Aの鉄筋の重ね継手については、特記がなかったので、フックなしとし、その重ね継手の長さを40dとした。	JASS5 コンクリートの設計基準強度が27N/mm <sup>2</sup> 、鉄筋がSD295Aの場合の重ね継手の長さは、L1=35d直線またはL1h=25dフック付きである。フックなしの場合は35d以上であるので長さを40dとするのは正しい。	○
14092	鉄筋工事	定着・継手	コンクリートの設計基準強度が24N/mm <sup>2</sup> の場合、屋根スラブの下端筋(SD345)の定着長さは、10d(dは異形鉄筋の呼び名に用いた数値)、かつ150mm以上とした。	JASS5 床・屋根スラブの下端筋(異形鉄筋)の定着長さは、鉄筋の種類にも、コンクリートの設計基準強度にも関係なく、10dかつ150mm以上である。よって正しい。	○